

理事と監事のそれぞれの報酬等総額(上限額)を定める根拠について

神奈川県地域福祉課では、法人指導監査の際に、理事と監事の報酬について、定款の定めとの整合性や透明性の確保という観点から、それぞれの報酬総額(上限額)を定めていただくよう指導していますが、その考え方の根拠は以下のとおりなので、趣旨をご理解いただき、適宜、報酬規程の見直しをお願いいたします。

□ 報酬等の定義（法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号）

「報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当」をいう。

□ 報酬等に関する法律の定め

・ 評議員の報酬等について

法第 45 条の 8 第 4 項 ⇨ 一般法人法第 196 条

「評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。」

・ 理事の報酬等について

法第 45 条の 16 第 4 項 ⇨ 一般法人法第 89 条

「理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。」

・ 監事の報酬等について

法第 45 条の 18 第 3 項 ⇨ 一般法人法第 105 条

「監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。」

○ 「報酬等の額」の額について

一般法人法の逐条解説（第 196 条）では、

「定款で評議員の個人別の報酬額を定めることは可能である。（略）評議員の変更の度に定款変更が必要になり手続きが煩雑になるので、実務上はそのような定款の定めがなされることはほとんどない。」ため、「評議員全員の報酬総額の最高限度のみを定めることで足り」とあるので、このことから、「報酬等の額」については、具体的な金額を想定していると判断します。

このため、定款例第 8 条においても、必要的記載事項として

「評議員に対して、<例：各年度の総額が□□□□□□円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として>支給することができる。」としているので、**具体的な金額を定める必要が**あります。

○ 役員(理事、監事)の報酬等について

定款例第 21 条では、

「理事及び監事に対して、＜評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。」とあり、評議員への報酬等の定めと統一を図ることを想定しています。

このため多くの法人で、「別に定める総額の範囲内」と定款に定めています。

そこで、各法人の役員等報酬等規程を見ると

報酬等総額は、「年額 ○○○○○円を超えない」と規定されている事例が多く見受けられますが、この報酬等総額の定め方については、「理事の総額」と「監事の総額」とに区分して規定していただく必要があります。

＜根拠法令＞

- ・ 理事の報酬：法第 45 条の 16 第 4 項 ⇒ 一般法第 89 条

「**理事の報酬等**は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。」

- ・ 監事の報酬：法第 45 条の 18 第 3 項 ⇒ 一般法第 105 条

「**監事の報酬等**は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。」

○ 報酬等総額を定める目的 としては、次のことが考えられます。

- ① 役員報酬に関する透明性の確保ができる
(理事等を牽制・監督する評議員会として、役員報酬の総額が定まっていることを求める視点もある)
(報酬規程の公表が義務付けられている目的達成にも関連あり)
- ② 評議員と役員とのバランス (=ともに総額が定められている) が整う
- ③ 年間予算の策定が円滑になる

このため、定款に「別に定める基準により」等で、「総額の範囲内」を明記していない場合であっても、理事及び監事それぞれの年間の報酬総額 (=支払い限度額) を報酬等規程に定めることにより、法人運営における「透明性の確保」を図ることになります。

○ 報酬等総額の具体的な定め方 としては、

- ① 毎年、評議員会で予算策定時に承認する (3月に評議員会開催必要)
- ② 報酬等規程に明文化する

の二つが考えられます。